

語りの中のご神体

——見ない・見せない・見られない——

故院仰せられて云はく、内侍所の神鏡、昔飛び上がりて天に上らんと欲す。女官、唐衣を懸けて引き留め奉る。此の縁により守護し奉る所なり。天徳の焼亡に飛び出づてへり。南殿の前の桜に著く。小野宮の大臣、警を称し、神鏡下りて袖に入る。

多少のヴァリエーションを伴いつつ諸書に引かれる有名な話である。さて、天徳四年（九六〇）の大内裏焼亡の時、温明殿から飛び出し、南殿の桜の木にかかる神鏡の様子を、我々はどのようにイメージするだろう。小野宮大臣実頼が警蹕を称して差し出した袖に降りてくる神鏡、我々はそのときの実頼の表情をどのように想像するだろうか。

一、内侍所と御正体

冒頭に示したのは、『江家次第』巻第十一「内侍所御神楽事」の

生井真理子

一節を私に書き下したものである。藤原孝範の『明文抄』は、「匡房卿記曰、内侍所者神鏡也（中略）、後三条院被仰云」として、『江家次第』とはほぼ同文のものを引き、順徳天皇の『禁秘抄』は白河院の仰せとする。ただ、匡房（一一一没）は白河院（一一二九没）より先に没したから、白河院を「故院」と呼ぶことはありえない。

この部分が後人の増補でない限り、匡房が「故院被仰云」と言えるのは、親近していた後三条院だろう。松本昭彦氏は、藤原孝範が『柱史抄』では引用にあたって『江家次第』と『江記』を明確に区別していることから、『明文抄』の記事も、『江記』に基づくと推測した^①。後三条天皇は内裏を再建しており、匡房との間に、平安京内裏再建の初例となる天徳の内裏焼亡の話題が出て不思議ではない。もとより、この話は史実ではない。『村上御記』によれば、村上天皇は温明殿の焼け跡に左右の中将与少将を「神靈鏡太刀契」の探

索に派遣し、まず左中将重光が焼損のなかった鏡一面・大刀・契等を、翌日には清遠・伊陟らが「焼鏡」一面や魚契等を発見している。鏡は少なくとも二面あった。そして、女官たちが「これもまた神なり」と言った「大銅魚形」が二隻。『釈日本紀』の引く「外記」の記録では、焼けなかった鏡を「伊勢御神」、焼けた鏡を「紀伊国御神」、破損のなかった魚形を加えて「威所三所」と比定、小野宮実頼は日記に「恐所雖在火灰燼之中、曾不焼損云々、〔鏡三面申伊勢大神・紀伊国日前・国懸云々〕と記した^②。

寛弘二年（一〇〇五）の内裏焼亡で神鏡は焼損するが、議定の席で小野宮実資（実頼孫）が得た情報は「神鏡太刀并契尺焼亡、鏡僅有帯、自余焼損無円規、失鏡形」である。『明文抄』所引の『政治要略』で、「在内侍所之鏡二面。世称畏所此云賢所也」「此度焼亡只有一面。今一面浦尺歟」と言及するように、神鏡はすでに一面となっていたと見える。改鑄を考える藤原道長たちに神代からのものとして内大臣公季たちが反対しているから、神鏡を神代に造られた霊物とする言説がすでにあったらしい。それは齋藤英喜氏が指摘するように、神代に神々によって造られた三面の鏡はそれぞれ伊勢大神宮と紀伊国日前社と内侍所に在る、という説であろう^③。この説からすると内侍所神鏡は一面となる。人々の記憶の中で「賢所三所」はいつしか重光が発見した「天徳の火災で焼損しなかった鏡」一つに

集約され、今手元に遺る焼けた銅鏡一面が「内侍所（賢所）」と呼ばれるに至る。伝承の中で小野宮実頼が受け取る神鏡が一面なのはここに由来する。

ところで、これと非常によく似た話が、藤原資房の日記『春記』に見いだせる。長暦四年（一〇四〇）七月二十七日、大風によって豊受太神宮（外宮）の正殿・東西宝殿が顛倒した時、伊勢神宮被災の唯一の先例として、延暦十年（七九二）の伊勢太神宮（内宮）の焼亡が挙げられた。当時蔵人頭だった資房に、内大臣藤原教通は、

古伝云、件宮為盜被焼亡、玉体懸木、禰宜称警蹕奉下云々

と、古伝を披露し、右大臣小野宮実資も「為盜被焼亡云々、玉体懸給木云々」と言い、祭主大中臣永輔もまた、「古老神人等申云」と、

往昔猶無此事、但有内宮事、焼亡、然而御体懸給松木、是神威揭焉

という神宮側の伝承を語っている。『太神宮諸雜事記』康平三年（一〇六〇）六月十二日条に、「太神宮乃御前ノ松樹」の枝が折れて宮司神主が上奏した記事があるから、御正体が懸かった松はこれだ、といった類の在地の伝承らしい。ともあれ、延暦十年の内宮焼亡の時、御正体が木に懸かっていた無事だったという伝承は、この当時広く知られていたようである。

この伝承は、今のところ文献で『春記』より遡ることはできない。

が、焼亡の時本尊の仏像が独りで脱出して無事だった例なら、九世紀の『日本霊異記』中・37「観音の木像、火の難に焼けず、威く神き力を示す縁」がある。聖武天皇の代、泉国泉郡にある珍努上山寺の仏殿は全焼したのに、正観自在菩薩の木像は二丈ばかり離れたところに焼損なく臥していたという。また、神像の例としては、天元五年（九八二）以前、越前国の気比大神宮寺が雷火による焼亡で何一つ残らなかった中で、「大明神法体金像」だけが独りで「焰裏」を出て、焼損なく無事だったという報告が挙げられよう。「法体」とあるから、僧形の神像だったのだろうか。伊勢の御正体の場合、偶然炎と風うまく吹き上げられて奇跡的に御正体が木に引っかかったということもあり得ないではないが、祭主永輔が「是神威掲焉」と断ずるあたり、珍努上山寺の仏像や気比大明神像の例と語りの姿勢が共通する。どうやって、御正体がそこに到ったのかは謎である。

伊勢の御正体は鏡だといわれる。鏡は懸けるものであり、真相はともあれ、木に懸かっていたと語られるのは、あるべき姿なのである。あるいは『日本書紀』に、天照大神が天石窟に身を隠した時、天児屋命と太玉命は、「天香山の五百箇の真坂樹」の上枝には八坂瓊の御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、下枝には青和幣と白和幣を垂らして祈禱したと伝えるように、木の枝に八咫鏡を懸けるイメ

ージも重なり合うかも知れない。そして、『春記』の中で、明確に「禰宜が警蹕を称して御正体を下ろした」と語るのは内大臣教通だけだが、遷宮の時、御正体を御船代から取り出し、新宮へと運んでゆくのは禰宜の役割だったことを思えば、伝承の中で禰宜が登場するのは理に適用表現と言える^⑤。

実頼と内侍所の話は、この伊勢の御正体の伝承と話型が酷似している。伊勢外宮の被災に続いて、同年九月九日に京極内裏が焼亡、神鏡は三度目の被災でついに焼け融けて破片の集まりとなってしまったが、この間『春記』にはまったく、『江家次第』に語られるような伝承は見えない。松本氏は、当時「内侍所と伊勢神宮の神鏡との、貴族の意識の上での同一視にも似た近さ」を背景に、伊勢の御正体の伝承が、実頼と内侍所の話の形成のもとになったと推測した^⑥。上限は特定できないが、妥当な見解というべきだろう。ただ、内宮の御体を下ろしたのが、遷宮時に御体を運ぶ役目を負う禰宜だったことを思えば、南殿の桜の木に懸かる内侍所に警蹕を称して袖に受け取るのは、本来、神鏡の管理や祈禱に携わった内侍所の女官こそふさわしい。その意味では松本氏が着目した、伴信友著『新国史逸文考』所引の、源俊房（一〇三五―一二二）撰とされる『日本新国史』に、

天徳四年庚申九月、禁闕及回祿、八咫神鏡者、常安御温明殿、

当刻避急火、自神庫飛出、掛御南殿左近橘梢之処、其内侍移御袖上、令選御御飯屋

とあるような伝承が、この書が本当に左大臣源俊房の手になるものかどうかは別にして、「伊勢の御正体伝承」の（正統な）パターンの踏襲例といえるかも知れない。

一方、「愚管抄」では神鏡は「大庭椋木」にかかっていたという伝承を記している。「禁秘抄」によると、実は南殿の桜も天徳の焼亡で焼けて、康保元年（九六四）及び翌二年に桜の樹を植え直したというから、^⑧「愚管抄」系の話も虚構とはいえ、それなりに何がしかの史実の記憶を引きずっていることなるう。「江家次第」において、神鏡を袖に受けたのが小野宮実頼とされるのも、鏡を求め出だしたのが廷臣だったという歴史の記憶が強く関与しているのではないだろうか。

源重光は、醍醐天皇の皇子代明親王を父に、内大臣藤原定方女を母とする貴公子であり、正三位の権大納言に至っている。警蹕を称して鏡を袖に受けるのが、源重光の話として形成されてもよさそうなのだが、彼の名前は人々の記憶に残らなかつたようである。彼は正暦三年（九九二）、権大納言の地位を娘婿の藤原伊周に譲り、長徳二年（九九六）伊周が失脚して二年後に、前権大納言のまま七十六歳で没した。こうした重光の影の薄さも手伝い、廷臣が発見した

という記憶に加えて、内侍所のような崇高なものを身分の低い者に持たせることに抵抗を感じる伝承の担い手たちは、天徳の焼亡当時、廷臣として最高峰の左大臣の地位にあった小野宮実頼を呼び出してきたのではないだろうか。地位・有識の名声ともに遜色のない実頼を配することにより、語り手たちは伝承の中で内侍所に最高の敬意をはらってきたのではないか。

こうしてみると『新国史』の記事がもつとも事実から遠いのである。話の成立時期は不明だが、内侍所を「八咫鏡」と呼び、「縫殿寮高殿」（『村上御記』）ではなく、新たに造る物である「御飯屋」に神鏡を安置するなど、実頼系とはまったく異質な言説の世界を背景として形成されたいしい、内侍所祭祀という面で完成度の高いこの話が、実頼系の話に変貌してゆくのは難しいのではあるまいか。

一、小野宮殿、御目をふさぎて

仁安三年（一一六八）十二月二十一日、伊勢内宮は二度目の正殿焼失を経験する。対応を協議するため先例を勘申させると、大外記清原頼業の注進が延暦十年の官符のみなのに対し、神宮の欄宜たちは宝龜十年（七七九）と延暦十年の例を申告した。

宝龜十年八月内宮焼失云々、官外記共不勘申、其例各無文簿、不見国史云々（以下略）。

と、『兵範記』(同二十七日条)にあるように、宝亀十年の被災の事実は、神宮側が提出した「記文」以外の史書や記録では確認できず、公卿たちの中には神宮側の記録に不審の目を向ける者もいた(『兵範記』仁安四年正月十二日条)。神宮側が提出した「記文」とは、神宮欄宜の記録である『太神宮諸雜事記』(以下「諸雜事記」)の記事とほぼ同文であり、『諸雜事記』は奥書によれば、代々の欄宜の日記をもとに書かれたもので、寛治七年(一〇九三)に朝廷に提出され、翌年に返却されたという。『春記』長暦四年の記事からみる限り、宝亀十年の火災は神宮側も含めてまったく先例として話題にされておらず、宝亀十年の焼亡は史実としてはきわめて信憑性に欠けるというべきだが、祭主永輔が「御体懸給松木」と語った伝承は、『諸雜事記』の宝亀十年の方に受け継がれている。

八月五日夜丑時、太神宮御正殿、東西宝殿及外院殿舎等、皆悉焼亡畢。于レ時御正体、并左右相殿御体、併錦御衾中被ニ纏裏スレシヤシ御スレシヤシ、乍タラシク從ニ猛火中ニ飛出御マシヤシ(天)御前松樹ノ(乃)上懸ニ御シヤ(世利)、仍テ宮司廣成、忽ニ造ト飯ヲ、奉安鎮御体。

まず、ここには『春記』では見られなかった、「猛火の中より飛び出す」という表現がある。『江家次第』の内侍所説話にはすでに飛ぶイメージがあり、単に木に懸かっているのを「発見」する段階から、話が次のステップへと移りつつあることを示していよう。木

の上に「発見する」とは、人々が猛火を避けていた間に何が起きたのか、誰も見ていなかったということであり、それは誰も取り出していないという奇跡の証明になる。奇跡を起こしたのは何者かに想いを馳せることにもなろう。けれど、「飛び出した」となると、それ自身が祭神の力と別個の「生きた霊的な器物」であることに重点をおいた語りとなる。

保延六年(一一四〇)の巡礼の記『七大寺巡礼私記』「興福寺菩提院 玄昉」の部には、

抑広継靈者、肥前国鏡宮大神是也、苻国之政不直者、此神成怒之時、徑二尺許鏡放光飛行虚空云々、近則去天永元年、件自州所在之山半腹出来、放光指府方飛行云々、子細見彼年国解、

という記事がある。天永元年(一一一〇)にも光を放ちながら虚空を飛行したという直径二尺の巨大な鏡は、怒りをなした太宰少貳藤原広継という神霊の意志もしくは姿そのものである。ここでは、松浦鏡宮の鏡という「物」自体が問題となっているのではない。だが、寛弘二年十一月の条に、内侍所焼損と改鑄の議に触れ、神代に造られた三面の方尺の鏡が伊勢・紀伊・内侍所にあると記す『諸雜事記』の場合、御正体の鏡そのものへの関心がある。神代からのものとして伝えられてきた伊勢の神鏡も、改めて霊物たることを主張する意識が、わずかな補入の表現からかいま見えよう。御正体だから

飛ぶのではない、霊物だから飛ぶのだ。それゆえ、天皇の御物の琵琶玄上も、また霊物視されるようになるとともに、「内裏の焼亡に飛び出」たと伝えられるようになるのである（『禁秘抄』）。

そして、かつての伝承では御正体は鏡の姿そのままに、語り手も聞き手も木に懸かっているシーンを脳裏に浮かべていたのではないだろうか。内侍所の場合、天に上ろうとした神鏡を女官が引き留めるのに、唐衣を脱いで神鏡に懸けたという。何も掴むものもない神鏡であつたればこそ、唐衣で覆って押さえ込んだのであって、神鏡は伝承の中で視覚的に常にその姿を直に晒していた。しかし、『諸雑事記』では「御正体、ならびに左右相殿の御体」は「錦の御衾」に包まれたまま、猛火の中を飛び出している。

『皇太神宮儀式帳』によれば、内宮の御正体を入れる桶代の装束は、綿の入った「小文紫御被一条・小文緋御被一条・小文緋綾御被一匹」を重ねて敷き、同じく綿を入れた「帛被二条・五窠錦御被一条」で御桶代を覆うという。『諸雑事記』に言う「錦の御衾」は、もともと外側になる、緋の裏をつけた、華麗な五窠の文様の「錦御被」を指すだろう。御正体が松の木に懸かっていたという表現だけで、伊勢の祭祀に携わることのない一般の人間にはそこまでのイメージを抱くことはできない。いかにも欄干たちの想像力を反映した表現と言えるが、それだけではあるまい。そこには、目撃はしたが、

なにびとも御体をじかに見なかった、というメッセージがあり、同時に、伝承の聞き手のイメージの中にすら御正体を見せまいとする意識が働いているだろう。

長暦四年に伊勢外宮が顛倒した際、祭主永輔の談によれば、顛倒した宝殿の下敷きとなった外宮の御体は取り出せず、船代を切り開いてようやく御体を引き出した。その御体は「御被数重、仍不能拝見云々」という。これは、御体の損傷を危惧する藏人頭資房の問いに答えたものとおほしいが、祭主といえども御体を見ることはできないことの表明でもある（『春記』八月十一日条。延久二年（一〇七〇）十月十四日、祇園感神院が初めて焼亡、「実檢焼亡」の使いの尋問に答えた「寺家所司」は、別当安曇たちが宝殿の御帳内に入ったものの、煙が充満していた上に「本より御体の立つ所を知らず」、八王子一休しか運び出せなかったこと、「宝殿并堂塔、皆悉焼亡」の後、牛頭天王以下の御体を発見して懐き出したが、「恐れを成して見奉らず」御体を裹んだことを語っている。牛頭天王御体の左右の足、八王子三休は所々焼損しているのを報告しているから、「見なかった」という表現は文字通りではない。それでも普段から誰も御体を見ることがなく、焼損という非常時にも見なかったことが強調されている点、見ることを極度に畏れながら、見てはならないものを見なくてはならないという管理者側の苦衷が偲ばれる。嘉

承元年（一一〇六）四月十二日、上賀茂社の宝殿が初めて焼亡した時、祝成季は御殿の御戸の鎖を壊して宝殿内に参入、御装束で御体を覆い、領巾^{ひれ}で目を塞いで御体を抱き、声高く警蹕を称して脱出したという、神主成継の詳細な報告もある（『永昌記』同十三日条）。

『古事談』五―三には、石清水八幡宮外殿の御体、僧形八幡像を、御供を奉るついでに見てしまった権俗別当兼貞（一〇九六年没）は、そのために「不運」に終わったという話を伝えている。

度重なる神社の焼亡で、一般にこうした知識が知られるようになり、それが内侍所にも適用されたのであろうか、十三世紀の『古今著聞集』には目を塞ぐ実頼が現れる。

天徳の内裏の焼亡に、神鏡みづから飛び出で給ひて、南殿の桜の木にからせ給ひたりけるを、小野宮殿ひざまづきて御目をふさぎて、警蹕を高く唱へて御うへの衣の袖をひろげて、うけまゐらせられければ、即ち飛び降りて、御袖に入らせ給ひたりと申し伝へて侍り。（神祇、第二話）（傍線筆者）

「されどこの事おぼつかなし。その日の御記にははく」と、『村上御記』の一文を続けて引くから、これは編者橘成季が挿入したのではなく、成季が見た典拠ではすでに小野宮実頼は目をつぶっていたらしい。『採集抄』『平家物語』『源平盛衰記』『直幹申文絵詞』系統の伝承には、この表現はなく、神鏡は山の端より出る朝日よりもなお

眩しく「光赫奕として」いたとする。これは、『諸雜事記』に延暦十年の焼亡を記す時、飛び出した伊勢の御正体と左右の相殿の御体が、御前の黒山の頂に光明を放って懸かっていたとするのにかなりイメージとしては近い。内侍所と伊勢の二つの鏡は、常に表現の上で相互に影響し合う関係にあったことを推測させる。

天慶元年（九三八）には、すでに温明殿の二合の齋唐櫃は「伊勢の身分」「神明」と言われながらも（『本朝世紀』七月十三日条）、その中に入っていた神鏡は決して伊勢神の「御正体」と呼ばれることはない。それは「神」よりも「物」が先にあったことを象徴しているよう。天皇のレガリアたる宝鏡が神聖視されてゆき、天照大神と結びついて、ついには神に准じてゆく現実の動向と相まって、語りの中の内侍所も限りなくご神体に近づいてゆく。

三、目くらくなり

天皇の象徴的な宝物として常に天皇と同行する神璽宝剣も神聖視・神格化が進む。『江談抄』には、小野宮実資が語ったこととして、冷泉天皇が神璽の筥を開こうとしているのを藤原兼家が止めたという話がある。^⑩藤原忠実は、「開くる事あるか」という問いに、

一切開かず。陽成院璽の筥を開けしめ給ふに、その中より白雲起つ。時に、天皇恐じ怖れてうち棄てしめ給ひ、木氏の内侍を

召してからげさせらると云々。件の木氏の内侍は筥をからぐる者なり。近來はなし。また、剣を抜かしめ給ふ時、夜御殿の傍の塗籠の中、ひらひらとひらめきければ、恐れて、はくとうち棄て給ひければ、はたと鳴りて自づからさされけりと云々。その後は聞かず。〔富家語〕一八三)

と答えている。応保元年(一一六一)、忠実八十三歳の時である。

開けてはならない筥を開けると中から紫煙(紫雲)が立ち昇ったのは「浦島子伝」。神霊の霊験のアイデアの源はこれかも知れないが、浦島子の玉匣の中身は煙そのものだった。忠実は、神霊は「筥の内に納めたる印なり」と言うから、神霊から出た白雲や宝剣のひらめきは、わけもなく中を見ようとした者への「警告」に他ならない。神聖化の表象として、「見てはならない」から、「みずから見せない」霊的存在へと伝承は進化を遂げてゆく。

先述した延久二年の祇園焼亡で、蛇毒鬼神像は焼失。後三条天皇は姿形のわからない神像を、権少僧都公範が見た夢に基づき、新造させた。久安四年(一一四七)、忠実はこのように語る。

件の御体を造りける仏師は、面に覆面してぞ造り奉りける。その後、目闇くなりて、程なく死去し了んぬ。〔中外抄〕上・七〇)

承元二年(一一〇八)、多武峰が焼き討ちされて鎌足の御影像が焼

失した時、新造するか否かの公卿詮議の場で、反対意見の藤原資実が、「延久に祇園の蛇毒鬼神が改造されたが、儘かに安置の儀に及ばなかった」例を挙げているのは、この忠実の話と関連しそうである。⑬『扶桑略記』には、別当安譽がご神体を取り出そうとして火傷を負い、翌日死亡したことを「世人」は神罰としたと記す。疫病の神牛頭天王を始めとして、祀られる神の神格が神格だけに、延久の祇園焼亡にはおどろおどろしいイメージがつきまತ್ತらしい。

「目がくらくなる」という場合、老眼や病気により視力が落ちた「目暗」^⑭と、心身不調による「目眩」^⑮がある。『大鏡』では、天皇が伊勢に旅立つ齋宮に「別れの御櫛」をさした後は互いに振り向いてはならないのに、三条天皇は振り返ってしまったことを、藤原道長が三条院の眼病・失明の原因と見ていたと伝える^⑯。幼い頃、施薬院の明堂図を祖父師実が見ていることから、自分も見たいと望んだ忠実は、当時の名医丹波雅忠(一〇八八没)に「件の体を見る人は必ず目を病む」と脅され、見なかったと語る(『富家語』一一〇)。「見てはならないものを見る」という行為には、禁忌であれ、靈物であれ、目を病む報いがあるという考え方がすでにあつたようだ。仏師が「その後、目闇くなりて程なく死」んだと語られる場合、失明したとも取れるし、霊夢で得た「真の姿」を表した蛇毒鬼神の像が、その発散する毒気により、生みの親たる仏師の体をさえむしば

み、ついに「目が眩んで」前後不覚となり倒れる光景を想像することもできる。この像もまた「霊物」なのである。そして、話法としては、聞き手は畏怖の念にかられ、その姿を想像することすら憚る仕組みとなっている。

毒気はなくとも、かいま見るだけで「目がくらくなる」例もある。たとえば、『今昔物語集』二十四「忠明、治値竜者語」。滝口の武士の従者は雷鳴と夕立の暗雲のたれ込める中、天に昇る神泉苑の龍を見てしまう。

其暗ガリタル中ニ金色ナル手ノ鑷さくト見ヘシヲ急ト見テ候シヨ
リ、四方ニ暗塞ガリテ、

後は物もおぼえず、失神状態に近いまま帰宅して死んだように動かなくなった。「四方ニ暗塞ガリテ」は、まさに仏師の「目闇くなりて」を思わせる。「カミ」と言つてよい龍の閃光の姿を、普通の人間は直視することに耐えられない。

文治元年（一一八五）、壇ノ浦の戦いで平氏は壊滅状態となった。内侍所が置いてあった船にだれ込んだ源氏の兵は、「御唐櫃鎖」をねじ切り、取り出そうとして、

御箱ノカラゲ緒切テ、蓋ヲアケナムトシケレバ、忽目モクレ鼻
血垂ケリ。平大納言ノ近ク候給ケルガ、「アレハ内侍所トテ神
ニテ渡ラセ給ゾ。凡夫ノ見進ベキニテハナキゾ。遠クノキ候

へ」ト宣ケレバ、兵奉捨ハウノキニケリ。（傍線筆者）

と語るのは、延慶三年（一一三〇）に初度の書写の奥書を持つ『延慶本平家物語』である。『吾妻鏡』文治元年（一一八五）三月二十四日条にも、

或者欲奉開賢所、于時両眼忽暗而神心惘然、平大納言加制止之間、彼等退去

と同じ伝承を記す。傍線部の「目モクレ」は、龍を見て目が眩んだのと同じ衝撃を指し、鼻血は神罰を表す。『江記』寛治五年（一一〇九）八月条には、兵庫頭知定が産の穢れを身につけたまま、陪従として石清水の臨時祭へ参じて舞殿で鼻血を出し、託宣によって神罰と認定された事件が記されている。一方、慈円は海に浮かんだ神璽が武士たちによって開けられ、中身が「八果（類之）」の「珠玉」であったという内侍の実見談を記しているが、皇室の神秘化された御物は、現実にはそれと無縁の者たちにとっては何の威力も持たなかった。けれども、内侍所を管理する人間以外の人々に対し、合戦の混乱の中という危機に、所有させてはならない、見てはいけない、見せてはならないものを、あわやと思わせ、迫力ある形でどう表現するか。「カミ」の特徴を取り込み、犠牲者を出すことによって、語り手たちは内侍所の新たな霊験話を作り出した。

石清水八幡宮でも、十三世紀には類似の出来事が語られていた。

十三世紀中頃の成立かとされる『八幡宮巡拝記』三十六話では、寛喜三年（一二三二）の大飢饉の頃、八幡宮五師の僧が宝殿の近くで女神そのものを見てしまい、「目スコシクサリテ明ナラズ」という話を記し、「此僧ガオノレガ分ニアラザルニ、カタジケナク拜シ奉ケル故也」と説く。続けて「シルシノ筥ヲアケシ僧未御体ヲ拜見セズニ、目クラトナリシワ神ノ威ヲマサンガ為也。我等ガ如者、御体ヲ拜シ奉バヤト思ニ、神ノ御心ヨリオコリテオガマレマシマサバ、全ク目クサルマジ。罪障コン滅スベケレ（傍線、筆者）」と言う。

傍線部の「聖の筥」は常は内殿に納められ、放生会の際には御体として御輿に乗せられる、朝廷への説明では「御正体に擬す」位置にあった。中身に關しては、十四世紀初頭の成立と推定される『八幡愚童訓乙本』が「御体事」の項で、「いかなる御体にまします共、分明に伝る事なし。或は阿弥陀の三尊を顕はす御鏡とも申、或は御影をいつけ參らせたり共申せ共、まのあたり見たてまつる人なければ、是非さだめおきがたきおや」と前置きし、諸寺社の霊像・内侍所・熱田の霊剣の靈験等を列挙して、石清水の「神体とあがめ奉剣璽」も靈威掲焉たることを力説する。名高い「行教の阿弥陀三尊圖像」は内殿の奥で朽ち果て、保延六年（一一四〇）の焼亡で靈像としての誉れ高かった外殿の御体も焼失、代わりの御体も安置されなかったため、^⑭保延の焼亡で無事だった「聖の筥と剣」が新たに靈物

として喧伝されることになったようだ。^⑮『八幡愚童訓乙本』によれば、夢告で内殿に駆けつけた御殿預覚豪は、三所の剣と聖の筥を取り出したが、途中で筥を落としてしまい、

蓋少しあきたりけるにや、光明かゞやき給へりと許見まいらせ
て、両眼忽にくらくなり、前後を弁ずなりにければ、暫心地を
しづめ衣の袖をうちおほひ奉て、

護国寺へ運んだという。実は、中身は普通の鏡であるのを、この時覚豪はしっかりと見ていたが、外部へは漏らさなかったらしい。御体が鏡と剣聖とくれば、内侍所・神璽宝剑を意識せざるをえない。石清水の「今在る神体」も神秘の靈物でなければならなかったようだ。

以上、内侍所を一つのモデル軸としつつ、宝殿内のご神体（御正体）とともに、靈験話の表現の変遷をたどってきた。不可視たる神の表象として御正体があるならば、尊崇の念以上に御正体を見ることは許されない。だが、焼亡の中、無事だったという靈験を語る時、証人となる目撃者が必要で、話の中の御正体は見られなければならなかった。それが、院政期に入ると、話の中でも見られないものに変貌してゆく。御正体と神の境目は重なり合うから、語り手の意識次第でどちらに重点が置かれるかという際どさはあるものの、「見てはならない話」はカミを見てはならないから成立したのだ、とい

う説明だけでは不十分だろう。実際には霊験が話題にならない神体も少なくないし、また、内侍所の神鏡が先例となつて、霊験を喧伝された神体は改めて作り直されることがなくなつていくからである。

承元二年（一一〇八）多武峰の「根本御影」が焼失した時（「表御影」は無事で相変わらず霊異を発動していた）、その処遇を巡る公卿詮議で、中納言藤原親経はこう発言した。

焼失御影事、改造之例和漢雖区分、多者以不造為正義歟、且是如在之礼、相叶本文之故也、隨即本朝諸社之中、多有有正体不御坐之社、即此故歟

すなわち、（神が）在るが如くに敬い礼するのが神社のあり方で、日本の神社には多くは御正体がないのはその故か、と。神社は御正体がなくても成り立つものであり、御正体が霊物として語られる方向性を持つのは、ここに由来しよう。鎌足等は度々の鳴動と破裂によつて霊像たることで著名であり、またそれが多武峰の価値を支えてきたのだが、親経は本来の神祇信仰・祖先崇拜と御影像は別な次元のものだと言っているのである。宰相藤原長兼も、

神以如在為先、雖不重造、礼儀可足、仏以彫刻為功德、仍無左
右新造之

と意見を述べた。仏像は造ることで功德となる。そこが御正体との違いである、と。

仏像は拝み見ることが前提となつて造られる。そこが神の御形みかたとの違いであるのだが、少なくとも十二世紀には秘された仏像が出現している。たとえば、大和の七大寺を巡礼した大江親通の『七大寺日記』『七大寺巡礼私記』によれば、法隆寺夢殿の救世観音立像、元興寺の中門観音という「高名霊像」、興福寺東金堂の宮毘羅大將像も宝帳の中に隠され、西金堂の行基作十一面観音像も拝見できなかったという。典拠未詳だが、『続古事談』四一―20によれば、広隆寺の霊像で名高い薬師仏は、増誉が承徳二年（一一〇九八）に別当となった時、厨子の中に鎰を掛けて納められていたという。いずれも付加価値のついた「霊物」であることが鍵であろう。他方、見られないはずの神が、多くは夢という回路を経て姿を顕し始める。皇室の御物・摂関家の「宇治の宝蔵」・院の宝物コレクションなどを思えば、古来の霊物で見ることができないものを秘蔵するステータス、見ることができないものを見知るステータスが混在し、人々の観念の中で仏と神が融合した時代に、霊験伝承のあり方も少しずつ変化してゆくことを考えさせられるのである。本稿で考察した「見る」という側面は、注釈ではほとんど問題にされることすらない、話全体ではささやかな存在ではある。けれども、その意識は意外に大きな問題へと繋がっているのではないだろうか。

注

- ① 松本昭彦氏「事実を超えさせるもの―実頼内侍所説話の形成をめぐって―」『国語国文』六七八号、一九九一年、京都大学文学部。
- ② 『釈日本紀』巻七「述義 八咫鏡」の項、「小右記」寛弘二年十一月十七日条参照。
- ③ 「御神楽のアマテラス」院政期文化研究会編『院政期文化論集二 言説とテキスト学』所収、森話社、二〇〇二年十二月発行、『扶桑略記』神武天皇の巻にも同説が見える。
- ④ 『平安遣文』三二〇号「氣比社古文書」
- ⑤ 『皇太神宮儀式帳』「皇太神御形新宮遷奉時儀式行事」参照。
- ⑥ 注①に同じ。
- ⑦ 注①松本論文の「注14」参照。松本氏は「主人公としての実頼が設定される前の段階を示すものとも考えられるが、『日本新国史』なる本の性格が不明なので後考をまちたい」とする。
- ⑧ 『禁秘抄』「草木」の項参照。『古事談』第六「亭宅諸道」第一話では天徳に焼亡したのは梅の木で、新たに桜が植え直されたとし、『古今著聞集』「草木」第六五〇話は異伝だが、村上天皇の代に初めて桜が植えられたとする。
- ⑨ 『百鍊抄』天永元年五月二十三日条によれば、鏡宮御殿修造に当たって、数百年の間動かさなかった御体をどうするか、という太宰府からの言上があり、天永元年の国解とは、これに関する物か。なお、『七大寺巡礼私記』には、この他広継の遺体が三日間虚空にあって輝き続けたなど、菅原道真の天神信仰にも似た、怨霊と雷神が合体したような別の伝承も記している。
- ⑩ 『玉葉』承久二年四月七日条参照。
- ⑪ 宮地直一氏「内侍所神鏡考」『神道史学』第一輯、一九四九年六月、

語りの中の「神体

- 松前健「内侍所神楽の成立」(『古代伝承と宮廷祭祀』塙書房、一九七四年)、大石良材「大刀契―平安時代における神器観―」(『日本王権の成立』塙書房、一九七五年)、斎藤英喜氏「平安内裏のアマテラス―内侍所神鏡をめぐる伝承と言説―」(『アマテラスの深みへ』新曜社、一九九六年)、及び注③掲載論文等参照。
- ⑫ 第二第三話(岩波新日本古典文学大系の番号による)
- ⑬ 『猪隈関白記』承元二年閏四月二十五日条
- ⑭ 一例…『後二条師通記』寛治七年十月十日、「召知綱、可令清書、目暗之上、所勞無術之由所申也」
- ⑮ 一例…『小右記』万寿四年十一月二十一日、「早旦沐浴不(時力)、氣上目眩、後沐浴時、心神忽惱、日(目力)弥眩、以良円令加持」
- ⑯ 『大鏡』第一卷「六十七代 三条院」
- ⑰ 『宮寺縁事抄仏神事次第』や『東大寺八幡宮験記』に所引。『続古事談』四―3にも記す。
- ⑱ 「又寿永乱逆之時(中略) 神靈箱浮海上之間、武士不知何者開見之云々。其時尹明法師女子、為内侍之間、相伺見之。一懸子也。上下各入珠玉四果、都合八果在之云々」(慈円「建仁三年夢記」、慈円『御別』所収。続天台宗全書・密教3)
- ⑲ 石清水のご神体に関しては、拙稿『続古事談』と『古事談』―石清水八幡宮余話―(池上洵一編『論集 説話と説話集』所収、和泉書院、二〇〇一年)参照。
- ⑳ 聖の筥が早くから御正体と同一視されるのに比べ、剣は『古鏡記』文永十年(一二七三)八月二十五日条に「御剣非神宝之由伝承」と見えるのが早い例になるか。菊小路家所蔵の「八幡愚童訓」には文永十年十二月二十五日に、剣は「神宝か、神体か」と公卿たちに問われて、別当行清は「鏡と剣」は行教創建以来の神体だと強調している。修理の際、神

体と神玉とで朝廷の処遇が異なるという面もあるが、蒙古の動きが問題になっていった時期でもある。剣が『八幡愚童訓乙本』に至って璽の宮よりも重視されるのは、蒙古襲来と神功皇后伝説が関係しよう。

⑳ 『石清水八幡宮并極楽寺縁起之事』（『石清水八幡宮史料叢書二』所収）の「璽御宮御体」の項に、諸説掲げる中に、「可用説也」として「往代以御鏡奉納之云々」を挙げ、「保延覚豪奉持參護国寺間、大将軍程ニテ打落鏡見給」と記す。中身が鏡であることは、正和二年（一一三三）八月の放生会の際、外殿で璽の宮の蓋が外れ、宮から鏡が出てしまっているのが発見され、もとに納めたことから確認できる。（『石清水八幡宮史、史料第一輯』所収「璽宮宝剣編」所引「聖頭注進文」）。

* 本稿で使用したテキストは、『江家次第』『禁秘抄』は増訂故実叢書、『明文抄』は統群書類従、『村上御記』は『扶桑略記』『小右記』に抄出のもの、『小右記』『猪隈関白記』は大日本古記録、『春記』『兵範記』『永昌記』は増補史料大成、『釈日本紀』『本朝世紀』は新訂増補国史大系、『延慶本平家物語』は勉誠社、『太神宮諸雜事記』『皇太神宮儀式帳』神道大系、『伊勢』、『宮寺縁事抄』は神道大系、『石清水』、『日本靈異記』『中外抄』『今昔物語集』は岩波新日本古典文学大系、『日本書紀』『古今著聞集』は岩波旧日本古典文学大系、『新国史逸文考』は改訂史籍集覧（十七冊）、『愚管抄』は岩波思想大系、『古事談』は現代思潮社古典文庫、『七大寺巡礼私記』は校刊美術史料寺院編、『八幡宮巡拝記』は古典文庫『中世神仏説話』所収、『八幡愚童訓乙本』は岩波思想大系『寺社縁起』所収、『続古事談』は和泉書院研究叢書の各本を用い、説話番号もそれに従った。引用に際してはなるべく新字体に改め、私に書き下したものもある。